

# 令和4年第1回定例会

( 第4日 )

令和4年3月9日

令和4年第1回平川市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程（第4号）令和4年3月9日（水）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番 葛西 勇 人  
2番 山谷 洋 朗  
4番 石田 隆 芳  
5番 工藤 貴 弘  
6番 工藤 秀 一  
7番 福士 稔  
8番 長内 秀 樹  
9番 佐藤 保  
10番 山田 忠 利  
11番 大澤 敏 彦  
12番 原田 淳  
13番 桑田 公 憲  
14番 齋藤 剛  
15番 工藤 竹 雄  
16番 齋藤 律 子

○欠席議員（1名）

3番 中畑 一二美

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長尾 忠 行
副 市 長	古川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大川 武 憲
農業委員会会長	今井 龍 美
代表監査委員	鳴海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對馬 謙 二
総務部総務課長	佐藤 崇
企画財政部長	西谷 司
市民生活部長	一戸 昭 彦
健康福祉部長	工藤 伸 吾

尾上総合支所長	工 藤 敢 司
経 済 部 長	對 馬 一 俊
建 設 部 長	原 田 茂
碓ヶ関総合支所長	齋 藤 茂 樹
教育委員会事務局長	三 上 裕 樹
平川診療所事務長	宮 川 厚
会 計 管 理 者	三 上 庚 也
農業委員会事務局長	小 野 生 子
選挙管理委員会事務局長	今 井 匡 己
監査委員事務局長	成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小田桐 農夫吉
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	對 馬 賢 也

**○議長（桑田公憲議員）** 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いします。

暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。なお、会議中は常にマスクの着用をお願いします。

3番、中畑一二美議員より本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。また、会議規則第62条第2項の規定に「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」とありますので、配付しております一般質問通告一覧表の内容と関係のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので、御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また理事者側においても同様の答弁をお願いします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、本日は、第7席から第9席までを予定しております。

**○議長（桑田公憲議員）** 第7席、8番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

長内秀樹議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

（長内秀樹議員、質問席へ移動）

**○議長（桑田公憲議員）** 長内秀樹議員の一般質問を許可します。

**○8番（長内秀樹議員）** おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第7席、議席番号8番、誠心会の長内秀樹です。

分かりづらい面もありますが、今回は全てが提案型の質問でもあることから、簡潔かつ満遍なく質問するため一括質問方式で行います。最初に4項目全てを質問しますので、若干長めになることをお許し願います。

最初に、1. 道路維持管理方法についての①道路の包括的民間委託についてであります。

毎年、雪消えの頃から道路の破損箇所が目立つようになります。そこで、本市の道路維持管理の考え方について伺います。一般的に道路施設の維持管理については、住民からの情報提供や道路パトロールにより、破損箇所を確認し、対処療法的に実施しているものと認識しております。

しかし、全国的に見ますと、道路や上下水道などの社会資本について、包括的民間委託で維持管理を行う事例が増えてきております。複数の施設や業務を総合的に民間に委託することにより、業者の創意工夫を促し、よく見かける道路を掘り返し、舗装したらまたすぐ掘り返し別の工事をするなど、非効率的な工事が解消されると推測されます。

そこでお伺いしますが、道路の維持管理について、除雪も含め年間を通して民間委託することで、効果的かつ効率的に業務が進められるなどメリットも多い包括的民間委託について、どのようにお考えか御見解をお伺いします。

次に、②道路メンテナンスのデータベース化についてであります。

道路施設のメンテナンスは、一般的には傷んだら直すという対処療法型と思います。しかし、今後増大していくと思われる社会インフラの維持管理費を少しでも軽減するため、道路や側溝、防雪柵のメンテナンスについて、いつ、誰が、どのように修繕したか、その結果、どのぐらいの期間でまた修繕が必要になったかなど、道路に関する全ての補修履歴のデータベース化を図り、傷む前に直して、できる限り長期間使う予防保全的な維持管理に切り替えていくべきと考えます。全ての補修歴を集約することで、傾向が予測され、しいては道路パトロールの仕方や実施内容なども的確に把握することができると思われま。また、その地区、場所の交通量や年間累積積雪量や気温、降水量、さらには除雪回数など環境データも取り入れることで、より精度が増し予防保全につながると思われま。道路などのデータベース化について、市のお考えをお伺いします。

次に、大項目2. 平川市世論調査（仮称）の実施についての①郵送とウェブで施策と事業評価についてであります。

最初にお断りします。この世論の読み方は「せろん」でも「よろん」でもどちらでもよいこととなっております。一般的には「よろん」が多いとのことで、今回はNHKでも使っている「よろん」と呼び名で進めさせていただきます。

では、趣旨説明に入ります。近年スマートフォンの普及からウェブを活用して、施策の重要度、満足度を調査し、予算の適正配分や市民サービスの評価を目的に、市民世論調査を実施している自治体が多くなっています。

本市においては、令和3年6月に、第2次平川市長期総合プラン後期基本計画案策定の基礎資料となる市民意識調査が実施されましたが、新本庁舎が完成する本年、今まで郵送でのみで実施してきた方式に加え、ウェブを活用した方式を取り入れ、市が実施してきた施策・事業の評価や今後期待したい施策など、平川市世論調査を実施すべきと考えま。市としての考えをお伺いします。

次に、②コロナ対策と子育て支援、合併20年に向けた取組についてであります。

市は昨年、本年と2か年にわたり、新型コロナウイルス対策事業として数多くの事業を実施してきました。令和3年9月に報告されました令和2年度主要施策成果説明書には、新型コロナウイルス感染症関連事業として1つ目に、文化センター換気設備強化事業をはじめ36の事業が記載されております。

そこで、お伺いします。長尾市政3期目に入った今年、さきに述べました令和3年度市民意識調査で全く触れなかった新型コロナウイルス対策事業を中心にここ1、2年で実施してきた子育て支援、地域のにぎわい創出などの結果を市民はどのように評価しているか。また、4年後の合併20周年に向けて市民が取り組んでほしいと考えている中・長期的な事項などを早急に調査すべきと考えま。市としての考えをお伺いします。

次に、大項目3. ウルシ造成についての①ウルシ造成の調査・研究についてであります。

青森県中南地域県民局地域農林水産部が県単独事業として平成30年度から令和元年度

にうるしの森普及啓発事業として連絡会議の設置、ウルシの系統の選抜、ウルシ苗木の育成技術の確立などの事業を実施し、その後令和2年度、令和3年度はTSUGARUうるし造成モデル実証事業としてウルシの苗木の生産体制の構築やモデル実証園の設定などを実施しています。

本県を代表する伝統工芸品の津軽塗は、ウルシの木の表皮に傷をつけ、にじみ出る樹液を精製したものを塗って独特の光沢を出します。平成29年には国の重要無形文化財にも指定され、平川市においては昔、竹館地区にウルシの山があったと古老の話があります。

近年、その津軽塗のウルシが不足し、需給バランスが崩れていることと、りんご農家の高齢化、後継者不足から山手のりんご園が伐採され、遊休農地が増えている状況から、青森県が、平川市も含んだ中南地区と八戸地区の2か所で取り組んでいるとのことです。

そこで質問ですが、当市として新たな産業創出に向けて、このウルシの調査・研究をする考えはあるのかお伺いします。また、県と一緒に平川ウルシの森づくり実証事業の創設をすべきでないかと思いますが、市の御見解をお伺いします。

次に、②遊休農地の利用・管理の指導と、ウルシ造成に対する考え方について農業委員会会長にお伺いします。

令和3年9月14日の佐藤 保議員の遊休農地の質問で、令和2年度末市内の遊休農地面積は水田で2万2,333平方メートル、畑地が2万5,800平方メートル、樹園地が1万2,759平方メートルの合計で6万892平方メートル。遊休農地を発見した場合、文書指導の前に農地を適正に利用・管理するよう働きかけていると答弁しています。

そこでお伺いします。1点目として、その働きかけとはどのようなことか。

2点目に、仮にウルシ造成を推進することとなると、農業委員会としてもそれに沿って進めることは可能か。この2点についてお伺いします。

最後に、大項目の4. 木のおもちゃ美術館誘致についてお伺いします。

子供から大人まで、遊びながら地域の自然や木の文化を学べる施設、木のおもちゃ美術館は、NPO法人東京おもちゃ美術館が監修し、現在全国に開園予定を含めて13か所あります。東京おもちゃ美術館では1県1施設が基本となっており、北海道・東北ブロックでは秋田県由利本荘市の鳥海山木のおもちゃ美術館、岩手県花巻市の花巻おもちゃ美術館の2館があります。特に鳥海山木のおもちゃ美術館は、廃校になった小学校を有効活用し、地域はもとより、このコロナ禍でもにぎわいを創出しております。

木のおもちゃによる幼少期からの学習や多世代交流が期待できる施設であり、当市が目指す子育てしやすさナンバーワンのまち実現のため、本県にはまだないこの木のおもちゃ美術館の誘致支援について、教育の面から教育長の御見解をお伺いします。

以上4項目について質問いたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 長内秀樹議員より御提案を含めた4つの項目についての御質問がございました。

まず1つ目の御質問の道路維持管理方法の包括的民間委託について、お答えをいたします。

道路施設の包括的民間委託による維持管理については、新潟県三条市、東京都府中市

などの一部地域で試験導入していると聞いております。

当市では、市内の郵便局と包括的連携に関する協定、平川市建設協会と災害時における応急対策業務の協力に関する協定を締結しており、市のパトロール以外にも異常時の情報収集の体制と応急対応の体制を整備しております。そのような中、道路維持管理に要する予算規模、道路の利用形態や交通量、受託業者の有無等から総合的に考慮すると、現段階では範囲の広い包括的民間委託の導入は難しいものと考えております。

今後、さらに進む道路施設の老朽化や市職員の削減、道路維持経費に係る予算の縮減等、道路インフラを取り巻く環境が様々に変化していく中、有効的かつ効果的に業務委託を組み入れることも視野に、情報収集してまいりたいと考えております。

道路メンテナンスのデータベース化の御質問については、後ほど建設部長より答弁させていただきます。

次に、2つ目の平川市世論調査の実施についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の第2次平川市長期総合プラン後期基本計画のほか、子育て支援などを含めた各種事業計画については、調査を実施し市民の声を聴取した上で策定しております。また、平成25年に定めた平川市パブリックコメント手続実施要綱において、市の政策や計画を策定する際には、広く市民等から意見などを募集するパブリックコメントを実施することとしております。令和元年度、令和2年度にはそれぞれ8件の計画等について、パブリックコメントを実施しました。このほかにも、市ホームページのお問い合わせフォームより市への御意見、御質問を頂いております。今年度も400件を超える利用実績があり、広く市民の声を聴く取組を行っております。

これらに加え、新たに世論調査を実施する場合には、調査する目的や項目、そしてその結果をどのように活用するかを考える必要があります。また、ウェブによる回答方式の導入についても、例えば同一人物による複数回答を防ぐといった対策の検討も必要となります。新たに世論調査を実施する場合においては、このような点を踏まえ、課題を整理した上で実施してまいりたいと考えております。

なお、議員御指摘の新型コロナウイルス感染症対策や合併20周年に向けた取組について、世論調査のような形では、市民の声を聴取しておりませんでした。新型コロナウイルス感染症については、今後も継続した対策を講じることが重要であり、市民の評価や支援を必要とされている方の御意見を伺ってみたいと思います。

また、4年後となる合併20周年に向けた取組については、どのような形で市民の声を反映させるか、検討するお時間を頂きたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

次に、3つ目のウルシ造成についての御質問にお答えいたします。

津軽塗にも使用されているウルシですが、津軽地方では約400年前に栽培が始まったとされ、弘前藩の特産物として、当市の唐竹や尾崎地区においても、盛んに栽培されていた記録が残っております。しかしながら、明治期に入り、外国産のウルシが安価に輸入されるようになると、ウルシ栽培は、急速に衰退し生産量は減少しました。

林野庁の令和2年度森林・林業白書によりますと、国産ウルシの自給率はわずか5%とされております。こうした中、平成26年度に文化庁が、国宝・重要文化財建造物の修理等に国産漆を使用する方針を示したことから、全国的に国産ウルシの需要が急増して

おります。

これを受け、議員御指摘のとおり中南地域県民局が取組を行っておりますので、後ほど経済部長より答弁をさせます。

次に4つ目の御質問、木のおもちゃ美術館誘致についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年、自然を大切にする取組は、環境教育の観点からも注目されており、地域の自然や伝統文化を学ぶことができる施設は、公民問わず設置・運営がされているところです。

木のおもちゃ美術館に関しましては、環境教育、生涯学習の側面がありますので、教育長が答弁いたします。

このほかの質問については、農業委員会会長及び各担当部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育長、答弁願います。

**○教育長（須々田孝聖）** 私からは、木のおもちゃ美術館誘致についてお答えいたします。

幼少期から親子で自然や木について学べる木のおもちゃ美術館は、創作玩具や郷土玩具などを使用した遊びを通じることにより、環境教育の醸成が期待できる施設となっております。

教育委員会といたしましては、多世代交流を促し、幅広い年代が学習するためには、木のおもちゃに特化せず、平川市郷土資料館収蔵の民具資料を活用した体験学習や地域の身近な自然や歴史、伝統文化に関する講演会、野外学習の実施など、各世代を対象に、幅広い手法で学習機会を提供していきたいと考えておりますので御理解願います。

**○議長（桑田公憲議員）** 農業委員会会長、答弁願います。

**○農業委員会会長（今井龍美）** 私からは、ウルシ造成についての御質問のうち、初めに、遊休農地の利用・管理の指導に関する文書指導の前の働きかけについてお答えいたします。

遊休農地を発見した場合、担当地区の農業委員または農地利用最適化推進委員が、農地の所有者あるいは耕作者に対し、草刈りなどの保全管理をお願いします。

しかし、管理をすることができない方については、あっせんの申出をしてもらい、委員が担当地区において借手を探します。

また、あっせん申出台帳や市ホームページに情報を掲載し、広く閲覧してもらうことにより、借手、買手を見つけ、契約までの調整等を行うことが、文書指導の前の働きかけでございます。

次に、農業委員会としてのウルシ造成に対する考え方についてお答えいたします。

ウルシは水はけの良い軟らかく肥沃な土壌を好み、酸性に弱く、ウルシを採取するまでに15年から20年程かかると聞いており、土地の選定に加え、植栽した後の管理体制の構築が重要であると考えます。

農業者の高齢化や担い手不足等により、今後も遊休農地はますます増えていくと思われます。

そのため、遊休農地を解消するのに有効な方法として、ウルシ造成に関する調査・研究を関係機関が連携し協力して実施していくのであれば、土地の選定等、農業委員会と



して、大いに協力してまいりたいと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 建設部長、答弁願います。

**○建設部長（原田 茂）** 私からは、1. 道路維持管理方法についての御質問のうち、②道路メンテナンスのデータベース化についてお答えします。

議員御指摘のとおり、道路の維持管理については、損傷箇所の発生等、異常があった場合、対処療法的に対応しているというのが実情であります。

今後の管理手法として、損傷する前に予防保全的な管理を行い、維持管理費の軽減を図るべきとの御意見であります。当市では道路の舗装について、欠損部の補修を重ね、できるだけ長期間維持させることにより経費節減を図っております。また、道路補修履歴のデータベース化については、市内全域の電算化とはなっておりませんが、補修台帳を整備し、維持管理に使用している状況であります。そのほか、道路区分ごとに舗装復旧の構成を定めた内部規程や、過去に道路改良された路線や舗装構成をまとめ、課内で共有しております。

これらのことにより、今のところデータベース化は考えておりませんが、業務の効率化については常に意識してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（桑田公憲議員）** 経済部長、答弁願います。

**○経済部長（對馬一俊）** 私からは、3つ目の御質問、ウルシ造成の調査・研究についての御質問について、お答えいたします。

中南地域県民局では、平成30年度からウルシの安定供給のため、弘前市などと共同で、苗木の生産やモデル実証林の設置などを行い、生産体制の整備に向けた取組を行っております。

議員御提案の中南地域県民局との協働事業と市独自の实証事業の創設についてですが、中南地域県民局では、令和4年度から遊休農地等を活用したモデル園の造成や市町村での相談所の開設など、ウルシのさらなる生産拡大に向けた取組を計画していることですので、まずは市がこういった形で関わることはできるのか、実施主体である中南地域県民局と情報を共有し、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** 今回4つということで、一括ということでしたので答弁いろいろありがとうございました。一括ですので、この後の再質問もまとめて質問させていただきたいと思っております。答弁につきましては、できますればこの順序通りに御答弁いただければ非常に助かりますのでよろしく願いいたします。

最初に1. 道路維持管理についての道路のメンテナンスデータベース化について担当部局にお伺いいたします。たしかトンネルでの崩落事故があってから、道路法が改正になったと記憶してございます。全ての橋、全てのトンネルは、5年に1度目視で点検することとなってございますけれども、道路についてはそういう法的な制限があるのか、これが1点。

2点目、感覚的でいいですので、毎年春になりますと同じ道路の同じ部分が破損しているという例が多々見受けられます。その毎年同じようなところの同じ場所が破損するというこのことについて、先ほどの補修台帳ということがあるということですので、その

辺の対応について、毎年毎年同じ場所がというその辺の考え方について、担当部長ひとつよろしくをお願いします。

次に、平川市世論調査についてで、これ総務部長にお伺いします。御答弁いただきましたところ、コロナと合併20年に向けてのということで、前向きに検討していきたいというお話いただきました。そこで基本的なことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

第1点目は、回答率です。回収率とも言いますが、厚生労働省では回収目標率を定めており、60%未満を回収率が低い調査と区分しております。あんまりにも低い調査は、代替調査を実施するというふうになっています。先ほどお話しにありました市民意識調査、後期分の今回のこの回答率調べてみますと、30.4%とお聞きしています。そこで、総務部長にお伺いします。アンケートしたときの施策に反映させる場合の回答率、これはどのぐらいが妥当なのか御見解をお伺いします。

次に2点目、プライバシーと市政反映についてです。調査をしますとよく言われるのが、なぜ私が選ばれたのかとか、個人情報はどうなのかとか、調査結果がどのように市政に反映されるのかとか、基本的なことをよく聞かれるわけです。この辺について、なぜ私が選ばれたのかというQ&Aとかそういうものがあるのかどうか、総務部長にお伺いします。

次に、ウルシ造成について経済部長にお伺いします。答弁では、今回遊休農地にウルシを植えるというのは、農業委員会のほうでは大いに協力していきたいと、経済部のほうにおいては、状況を見ると、静観すると。私から見ますと見送るというふうに察しました。つまり、平川市では今後実施しないというようなことかなというふうに私は理解しました。

そこで、改めてもう一回経済部長にお聞きします。先ほど私説明もしましたが、遊休農地が令和2年度で平川市内には6万892平方メートル、つまり6町歩あるんです。遊休農地が6町歩あるというこの現状、加えて米価の下落、後継者不足、このような状況からいって、まさしくますます遊休農地が増えると思いますが、この遊休農地を減らすためにも、新たな品目にチャレンジしていくというのが農業振興の中の1つかと思いますけれども、農業振興はどのようにしたらこの遊休農地を減らせるのか、経済部長の考えをお伺いします。

それから、木のおもちゃ美術館について、教育長にちょっとお伺いしたいと思います。木のおもちゃ美術館について、教育用語の中でたしか先ほどもお話ありました環境教育という用語があるというふうにお話を伺いました。そこでその環境教育、特に幼児期の環境教育についての御見解がありましたらお伺いしたいと思います。以上よろしくをお願いします。

**○議長（桑田公憲議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 私から道路の維持補修管理等の質問についてお答えします。

まずデータベース化についてトンネル事故等の過去の例もあって、道路に関してその法律的なものそれらがあるのかということですが、まずは当市で今実施しているのが橋梁です。橋梁の点検業務、これについては5年ごとにやっております。あとその道路、特に舗装ということに関しては法令的な決まり事については現在ありませ

ん。

ですが、市のほうでは今、社会資本整備総合交付金を使って12路線を選定し、その点検調査をし、それについて、維持管理計画、これを作って、オーバーレイをやるのかあるいは舗装打ち換え工をやって進めるか、それらを検討して事業を進めていくことを考えてございます。令和4年度の予算案の中にも計上されてございますが、これについて、社会資本整備総合交付金を使って舗装工については進めていきたいと考えてございます。

それから、毎年春の時期に同じ場所が損傷しているということに関しまして、これについては、やはり毎年同じ場所ということであれば、やはり舗装のみならず、下の路盤あるいは路床これらにも影響があるのかどうかという点検、あるいは調査が必要になるかと思えます。これについては、先ほどの大きな維持管理計画と別に随時行っていきたいと思えますが、通常計上されております舗装補修等の事業の中で行っていきたい。特にその同じ場所ということであれば、欠損部の補修、穴埋め工であったりパッチング補修工であったり、その施工の際、あるいは温度管理であるとかそれらが適当であったのかとか、いろんな要件が出てきますけども、それと併せて先ほども申し上げましたが、その舗装の下の部分の影響、これらを調査していくべきであると考えます。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 長内秀樹議員再質問のアンケートの結果の回答回収率が30.4%ということで、低いというような再質問でございますけども、まず平川市の考え方として、アンケート回収票の信頼性ということで統計学的にはこの一定の数っていうのは、おおむね400件から1,000件程度であれば大変よろしいということの考え方で、アンケート回収票の信頼性のほうを市としては考えてございます。

長内秀樹議員言われたように厚生労働省のほうでは、60%未満であれば低いということで、代替調査というふうなお話もありましたけども、実質的にこの調査では30.4%というふうな形でありましたが、あくまでも令和3年度の市民意識調査、これについては607人からの回収ということで、決して低い数値ではないというふうな考え方で進めております。確かに30.4%というのはもう50%にも満たないので、そこについては高いとは言えませんが、400件から1,100件までの考え方ということで進めておりますので、決して低い数値ではないというふうなことで考えております。

また、長内秀樹議員の意見については大変貴重な意見と捉えて、今後また長内秀樹議員の意見についても考え方についても検討していきたいというふうには考えます。

それからもう一つですけども、無作為に選んだというふうな内容については、Q&Aみたいな形のものはありませんで、あくまでも内容的には無作為で選んだということでございますので、特別誰がどのように選んだというふうな話ではなくて、あくまでも無作為ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（桑田公憲議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** 聞いたのは、一般的にアンケートの回答率ほどの程度が妥当だと思いますかと聞いたんです。この今回の意識調査400から1,000名の対象でやったそのことでなく、一般的に市としてアンケートをやる場合は何%が妥当かとお伺ひしたんです。それについてお答えお願いします。次に回ってもいいですか。

**○議長（桑田公憲議員）** 長内秀樹議員。

これ規約ってどうかそういうのはないんですけども、一括質問でもやはり1項目ずついくのが、市民並びに傍聴者が聞きやすいと思いますし、答弁漏れも出てこないような感じします。そういうことで、今の質問を例えば今、長内秀樹議員が全部再質問したんですけども、それを終わってから次の質問するようにしてしてもらいたいのと、やっぱり聞いていても議員の皆さんもちょっとこう、今までと違ったっていう感じを受けていると思いますので、長内秀樹議員のほうも聞きやすいのは、1項目例えば区切ったほうがいいのではないかっていう感じしてますけれども。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時49分 再開

**○議長（桑田公憲議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

やはり一問一答方式にしたほうが良いと思いますので、今回はそれでいきますのでよろしくをお願いします。

総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 大変失礼しました。市の考え方で、率じゃなく件数ということの意味を、私、述べたんですけども、長内秀樹議員の30.4%という回答率についてですが、市としては決して低い数字とは考えておりませんで、その詳細についてはですね、担当部長、企画財政部長もおりますので、そちらのほうからも答弁したいと思いますのでよろしく願いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 今回のアンケートの回答率でございますが、長期総合プランの市民調査につきましては、設問が35問以上に渡るということから、非常に回答する側にしてみれば大変な調査であることは御承知のことと思います。今回30%ということは、先ほど総務部長がおっしゃっているように、我々のほうでは、その回収サンプル500件以上を確実に確保したいということを念頭に置いたものでございましたので、30%というものは国で示す60%に満たない低いものではございますが、やむを得ないものと考えております。

また、そのほかの利害関係者に対するアンケート、これについては当然ながら60%というものを目標にすべきと考えますけれども、今回は総花的な設問であることからその辺は御理解いただきたいと思っております。

**○議長（桑田公憲議員）** 経済部長。

**○経済部長（對馬一俊）** 私からウルシ造成の調査研究についての再質問のほうにお答えをいたします。

2点ほどございましたけれども、1点目、議員御提案の事業について、見送るのではないか、やらないのかっていう趣旨の御質問でございます。こちらにつきましては、先ほどちょっと答弁で申し上げましたが、中南地域県民局のほうで来年度からですね、新たな事業に取り組むということでございまして、例えばその中でウルシの相談所の開

設とかですね、放任園を利用したモデル造成地とか、それから研修会の開催、そういったことに取り組むということでございますので、現状そういった中で情報がございませんので新年度において、そういった研修会といったものがありますので、情報を得ながら、将来的にウルシが成林になるまで15年とかかかるということでございますので、どのような取組が必要で、行政側、市としてどういった関与の仕方があるか、そこは調査研究していきたいという趣旨でございます。

それから1点、放任園、これを減らすための取組が新たなウルシとかですね、こういった事業を活用しながら減らす必要があるのではないかという趣旨の御質問につきましては、私どもとしましては、その遊休農地を減らすための施策としてはですね、まず今やっている事業で、中山間の事業がございまして、これについては共同作業各協定の中において、放任園が発生しないように共同で取り組んでございます。それから離農した場合もそういった遊休農地につながる可能性はございますけれども、経済部としましてはですね、そういった場合、例えばその担い手に農地を集約させる、そういった取組も行っておりますし、あとは新規就農の確保、これが課題となっておりますけれども、そういった中で取り組んでいきたいということでございます。

あとは議員のほうから御提案があったウルシについても、もしかしたらそういった遊休農地の解消につながるものというふうに考えておりますので、この部分については研究させていただきたいと思っております。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育長。

**○教育長（須々田孝聖）** ちょっと確認です。幼児期でよろしいですか、小学校前の。平川市教育委員会の管轄は小・中学校になっておりまして、小・中学校の義務教育の中では環境教育というものがございます。

まず、小・中学校について平川市の現状、それから後ほど幼児期についてもちょっと触れたいと思っております。平川市教育委員会では学校教育指導の方針と重点というのを定めておりまして、その中で10番目に環境教育の推進を取り上げ、一人一人の子供が環境や人間との関わりについて関心と理解を深めて、環境に対する豊かな感受性を養うことができるように、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努めるとしております。

その内容として3つあるんですが、1つ目は教科間の連携を踏まえた指導計画、ちょっと面倒な言葉にはなるんですが、例えば、理科・社会・総合的な学習の時間・道徳、そういうものの中で環境についての教材がありますが、例えば、プラごみの問題は総合的な学習の時間で取り扱いますよ、そういう意味合いです。

2つ目として、身近な生活や地域の環境の実態に即した指導の工夫というのがございまして、具体的に言いますと、どこの学校でもやっている私たちの通学路をきれいにしましょうということで、ごみ拾いをしたり空き缶拾いをしているということに該当します。

3つ目、環境に関わる体験活動の充実、これは例えば、大体小学校では5年生が宿泊学習を行って、自然に触れるとそういうことがございます。あるいは、中学年であれば浄水場の見学、ダムの見学、それからごみ処理場の見学、そういうものの体験を通して身につけるということになります。学校では、これを受けてより具体的に身近な環境に目を向けて、環境を思いやる心を持って自分を取り巻く環境に関心と理解を深める子供

を育成するなどとしております。大変とても大切な教育であると捉えております。

そこで幼児期についてですが、おそらく保育園・こども園では環境教育というそういう分野はないと思われます。もしあるとすれば、文部科学省のほうの幼稚園、そちらにはそれに近い内容があると推察できます。例えば、幼稚園でも保育園でもこども園でもいいんですが、恐らく水を出しっぱなしはしないようにしましょうねとか、食べ残しもったいないよね、それから散歩したときにはごみ拾いを兼ねてやっている可能性もあります。それから、いろんなものの無駄遣いをしない、きれいな川や海や森、そういうのはいいよねとか、それから酸素、二酸化炭素まで触れているかどうか分かりませんが、ごみは分けて出すんだよと、そういうことは小さい頃から保育園・幼稚園・こども園で身につけさせていると思います。

それから市の事業としてもございまして、図書館で幼児向けにおはなし会を行っております。そういう中で、年齢に合わせた環境教育に当たることが行われているものと思います。

**○議長（桑田公憲議員）** 長内秀樹議員。

**○8番（長内秀樹議員）** いろいろありがとうございます。最後に1つ市長にお伺いしたいと思います。木のおもちゃ美術館について、市長にちょっとお伺いしたいと思います。この木のおもちゃ美術館、先ほど述べたとおり1県に1施設が基本となつてございます。で今回こういうものについては、各県ともに早いもの勝ちのような感じしてございます。ちょうど青森県はその木のおもちゃ美術館が空白地帯になつてございまして、青森県には全くございません。

この中で今般、議会初日の福士 稔議員の質問の答弁のところで、尾上庁舎の話がございました。基本ポリシーを子供・若者・子育て世帯・働く世帯・シニア世代など、全ての世代が気軽に利用し共存できる場所を作り育てると、そして、3つのコンセプトの中の1つに子供や親子が集える場所、こういうものを作っていきたいというお話をされてございました、答弁がありました。

そこで、この木のおもちゃ美術館、県立の所もあります。最初市立でやって、その後民間へというような形のところもございます。私もいろいろこの木のおもちゃ美術館について調べたり、メール書いたり、問合せしてみますと徳島県の今年オープンする所とか、山口県だとかあります。

そこで市長に、木のおもちゃ美術館についての見解っていうか感想をお伺いしたいと思います。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 長内秀樹議員より木のおもちゃ美術館についての私の感想というか考え方についての御質問がございました。

議員から御指摘いただきましたが、この木のおもちゃ美術館、例えば由利本荘市あたりは、廃校を活用しておもちゃ美術館を整備しているとのことであり、多くの子供たちがそこを訪れて、環境教育を含めた、いわゆる人工物にはないものに触れるっていうか、そういう体験をしているとのこと聞いております。

尾上庁舎の利活用との絡みでございまして、議員御指摘の木のおもちゃ美術館的なのも1つの方向性ではあると思います。

尾上庁舎の活用については、今、令和4年度で市民の声をお伺いして、令和5年度基本設計そして令和6年度に改修していくということでございますので、令和4年度中に御意見をお伺いする中で、そういう3つのコンセプトは出しておりますけれど、その中にもまた入っていく可能性もあると思いますので、そういう御意見が出てきた中で議論していただきながら、尾上庁舎の利活用の方向性をまた出していければというふうに思っております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） いろいろ今回、あえて一括ということでやりましたけれども、なかなか質問が下手で大変失礼いたしました。

最後に、本年3月をもって定年退職なされる方は8名とお聞きしております。本当にお疲れ様でした。長い間には大変な御苦勞もあったと思います。平川市の優秀な行政マンとして歩み続け、市民の福祉の向上と市の発展を思い、頑張って活躍されたことはすばらしいことです。行政マンとしての誇りだと思います。これからいろいろな道に進まれると思いますが、今までの経験を生かし、地域のため、御家族のため、そして御自身のため、健康には十分留意の上、豊かな人生を送っていただけますよう、会派を代表し退職なされる8名に心から御礼を申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 8番、長内秀樹議員の一般質問は終了しました。

（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 先ほど議長が一般質問の際は、一括質問は一括で質問してもいいけれども、その後は一問一答方式に変えればどうでしょうか、もしくは変えてください。そして議員の皆様も理事者の皆様も傍聴者もそうすれば分かりやすいのでありますけれども、勝手にそうやって議長が判断してもらっては困ります。

これは冒頭というよりも一般質問を受ける前に、どっちにしますかと二者択一でそれを一般質問する人が選ぶんですから、それをその通りによって、たまたま先ほど理事者の方々が、順序狂って発言したので分かりにくかったんですけども、これはルールに従って、もしできれば一般質問を受けるときに一括質問はだめですって、それは委員会かなんかで決めてやるべきでないでしょうか。議長が自己判断で一括質問を一問一答方式に変えてもいいっていうしゃべかたは間違っちゃんでねべか。

○議長（桑田公憲議員） 暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前11時20分まで休憩します。

午前11時08分 休憩

午後11時20分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

（工藤竹雄議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番（工藤竹雄議員） ただいま、議長から一般質問の許可を得ました、第8席、15番議員の工藤竹雄です。通告により、順次質問いたします。今定例会における一般質問の質問事項に、9名中6名が新型コロナウイルス感染症等について通告しております。市民の安全安心を守る、特に命であります。私は、当市の重要課題であるというふうに認識しております。それでは、質問の第1は新型コロナウイルス感染症の関係について、明瞭簡潔な答弁を願います。

①「まん延防止等重点措置」の市長メッセージについて。2月1日に毎戸に配布された、新型コロナウイルス感染症に関する平川市からのお知らせの中で、市長が市民に対しメッセージを発しているが、市民にどのくらい読まれていると想定しているのかお伺いします。今日まで変異株発生ごとに市長メッセージを出し、その思いが届いたと考えているのか、また、周知徹底されたと思うのかお伺いします。

また、感染がどこで起きているのか分からない状況で、市民に対して外出の自粛を求めても、市民の不安、不満は募るばかりと考えます。市民の不安を払拭するために、さらに詳しい情報を市民に提供すべきと考えるが、市長の見解をお伺いをいたします。

②ワクチン接種の現状について。令和4年2月15日発行の新型コロナウイルス感染症に関する平川市からのお知らせにおいて、ワクチンの3回目接種などについて周知されたが、3回目接種の接種券発送、予約受付スケジュールは記載のとおり進んでいるのか。また、5歳から11歳までの接種スケジュールと、12歳以上の1回目、2回目接種の今後の接種状況などについて伺います。さらに、市が把握している3回目接種後の副反応の状況についてもお伺いします。

③「みなし陽性」判定の新方式について。現在、国で進めているみなし陽性について、どのような過程によりみなし陽性とみなすかをお伺いします。また、濃厚接触者となった同居家族など検査をせずに感染者と判断され、基礎疾患がある場合などは重症化が懸念されることから、自宅療養中の健康管理について、どのような考えをしているのかお伺いをします。

④発熱外来の実績と抗原検査キットの状況についてであります。オミクロン株が流行し始めた昨年12月から、平川診療所における発熱外来の受入実績、検査実績をお伺いをいたします。また、現在、診療所で使用している抗原検査キットはどのようなものなのか。市が保育園等や小・中学校、介護保険施設等に配付した検査キットとの違いや、検査方法についてをお伺いいたします。

⑤感染状況の公表について。市町村の意向調査では、当市は感染状況を公表すべきと報道されました。なぜ意思変更されたのか、その理由をお伺いします。市では、陽性者数の公表を市単位で行う方針であると聞いているが、現在、実行できずにいる、その理



由についてもお伺いたします。

また、市長は公表の理由について、市民の安全のためといった発言をしていますが、市長の考える安全の意義をお伺いたします。県内新型コロナ感染報道について、市では非公表としているが、他市町村では年代、性別まで公表しているのに対して、なぜ当市は年代も性別も非公表としているのかお伺いたします。

⑥小・中学校の感染状況について。現在、新型コロナウイルスオミクロン株に切り替わり、感染拡大が収まらない状況であるが、市内小・中学校における感染状況など、実績についてお知らせください。また、感染症対策においても、消毒や換気の徹底により、学校ほど安全な場所はないと考えておりますが、学校においてなぜ感染が広がっているのか、教育長、答弁をお願いします。

その前にちょっと忘れました。加えさせていただきますけれども、⑤についてまでは市長の御答弁をお願いをいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 工藤竹雄議員御質問の新型コロナウイルス感染症についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する平川市からののお知らせは、新型コロナウイルスの蔓延が始まった令和2年5月より、新型コロナウイルス関連の情報をできる限り多くの市民に伝えるため、毎戸配布してきたものであります。なお、私からのメッセージの内容としては、対策について、国、県の情報を基に発信していることから、テレビ等でよく言われる言葉の繰り返しとなる部分もありますが、繰り返し発信することで市民への浸透も深くなるものと考えております。

また、市民の不安を払拭するため、市内の感染者数など情報提供を行うことの必要性は強く認識しておりますが、個人が特定され誹謗中傷につながらない範囲で、市町村単位の感染者数を公表できるよう県に対し要請しましたが、葛西勇人議員へも答弁しましたとおり、県からは「当市の感染症患者数を公表する状況にはない。」との考えが示されたところであります。

次に、感染状況の公表についての御質問にお答えいたします。現在、市単位で把握できている1月17日から2月6日までの感染者数について、1週間単位での数値を市ホームページ上に掲載しております。しかし、この情報は非公表を前提として県から提供されていたものでありますので、公表したことにより2月10日以降、当市は県より情報の提供を受けられなくなり掲載できなくなったものであります。

次に、安全ということでの御質問であります。私が市民の皆様へのメッセージとして、繰り返しお伝えしてきたのは安全安心というフレーズであります。安全とは、コロナ禍から市民の生命、健康、生活を守ることと考えており、市ができる対策を検討し、実施してきました。また、安心とは、市民が疑心暗鬼や不安に陥らず、心安らかな日常生活を送ることと考えております。市民が正確な情報を知ることにより、正しく恐れ、感染予防対策を取ることにより感染拡大防止につながるものと考え、公表が必要と判断いたしました。県に対しましては、市町村によって感染状況が異なることから、市町村の判断によって公表できるようにしてほしいとの要望を提出しましたが、県より、当市は公表する感染状況にないとの回答が来たものであります。

最後に、陽性となった職員の情報公開であります。市庁舎で陽性となった職員が判明した場合、市民と接触機会があったかどうか、必要な感染拡大防止対策が取られているか、誹謗中傷対策がなされているかが重要な事項となります。陽性者の勤務場所、接触者の状況、その後の消毒の対応等についてお知らせすることにより、十分庁舎を利用する市民の安全安心を得られるものと考えており、職員の年代、性別についての情報は今後の感染予防対策につながる情報とはいえ、逆に誹謗中傷を招くことが予想されます。職員情報の公表については、各市町村で対応が分かれているところでありますが、来庁する市民が不安に感じないよう対応していきたいと考えております。このほかの御質問については、担当部長等より答弁させます。

**○議長（桑田公憲議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（工藤伸吾）** 私からは、ワクチンの3回目接種についてお答えいたします。接種券の発送と予約の受付スケジュールについては、令和4年2月15日に発行したお知らせに記載したとおり進めており、現在、令和3年8月に2回目の接種を完了した18歳以上の方の予約を受付しているところです。

次に、5歳から11歳までの方への接種についてお答えいたします。接種スケジュールについては、令和4年3月12日から市内医療機関で接種を開始する予定となっております。接種券の発送については、ワクチンの供給量を見ながら年齢ごとに段階的に発送いたします。11歳の方へは令和4年3月1日に発送しております。10歳の方へは3月中に、5歳以上9歳以下の方へは4月以降の発送を予定しております。

次に、12歳以上の1回目、2回目の接種体制についてですが、12歳になった方や未接種の方が、1回目、2回目接種を希望した場合は、市内の2つの医療機関において接種ができる体制としております。

最後に、現時点において、市が把握している3回目接種に係る病気や後遺症などの健康被害につながる副反応の疑い報告はございません。

**○議長（桑田公憲議員）** 健康福祉部理事。

**○健康福祉部理事（對馬謙二）** 私からは、議員御指摘のみなし陽性につきまして御説明いたします。令和4年1月24日付の厚生労働省からの通知によりますと、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった際には、医師の判断により検査を行わなくとも臨床症状で判断することとされております。この通知を基に、検査を経ずに陽性とみなした方をみなし陽性者としているもので、青森県でも適用されているところです。なお、みなし陽性者となった方でも、基礎疾患等があり重症化が懸念される場合には、医師の判断で入院治療等が進められるものと認識しております。入院治療とするか自宅療養とするか、また、自宅療養の場合どのように健康観察を行うかについては、医師の判断によるものであります。

**○議長（桑田公憲議員）** 平川診療所事務長。

**○平川診療所事務長（宮川 厚）** 私からは、④平川診療所における発熱外来の実績と抗原検査キットの状況についてお答えいたします。平川診療所における発熱外来の受入者数は、昨年12月から2月末までで77人となっております。このうち、抗原検査を実施した方は73人で、陽性反応を示された方が1人となっております。

次に、抗原検査キットについてお答えします。当診療所で使用している検査キットは、

体外診断用医薬品として国が承認したもので、コロナウイルスとインフルエンザウイルスの両方に対応したものになります。この検査キットについては、発症から9日以内であれば、その結果を診断の確定に用いることができるものになります。市が保育園等に配付した検査キットは、研究目的の検査試薬であり診断目的では使用できないことになっています。そのため、この検査キットを使用して反応がある場合には、本人がかかりつけ医または発熱相談窓口に連絡することになっております。

続いて、検査方法についてお答えします。当平川診療所で行っている検査は看護師が発熱患者の鼻咽頭から検体を採取し、検査判定器具を用いて行います。10分の反応時間経過後に出現するラインの有無を確認し、陽性であるか陰性であるかを判定します。一方、市が配付した検査キットについては、本人が自分の唾液から検体を採取して行います。約15分後に検査判定器具に出現するラインの有無を確認して、陽性か陰性かを判定するというものになります。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（三上裕樹）** 私からは、小・中学校の感染状況についてお答えいたします。初めに、感染状況の実績についてであります。教育委員会では市内小・中学校における新型コロナウイルスの感染者数等の公表は行っておりません。これは児童生徒はもちろんのこと、関係する御家族や教職員を誹謗中傷や偏見、差別から守るための措置でありますので御理解をお願いいたします。

次に、学校においてなぜ感染が広がっているのかとの御質問についてであります。現在、弘前保健所では、学校で感染者が確認されても濃厚接触者の特定をしていないのことでありまして、感染者はどこで感染したのか分からないのが現状でございます。

教育委員会では、学校から報告される様々な情報から、学校関係者から確認されている感染者については、多くの場合、御家庭など学校外での感染によるものであり、学校内での感染は限定的であると捉えております。また、学校関係者に感染者が確認され、学校内で感染が拡大するおそれがある場合には、保健所の見解を受けて、当該学校と協議の上、速やかに学級閉鎖等の措置を講じるなど感染拡大防止に努めております。今後も、学校と連携しながら、学校内での感染拡大防止に全力を挙げて対応してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** 私が明瞭簡潔と言ったから、あまり明瞭簡潔過ぎている部分もあるんですけども、最初から答弁書がそういうふうになっていました。私は市長のメッセージが周知徹底されたのか、市民の人たちに、これも答弁には出てこないのかな、そう感じておりました。ただ、著しくこの情報を市民に提供するの考えについても恐らく思いは伝わっているだろうなど、そういうニュアンスの答弁だけではっきりしていない、そういうことであります。

さっき市長も言いましたけれども、本当に市民たち困っているのが、安心安全、市長言いましたよね、本当にこれ困ってるんですよ。ですから、市民に対してどういうふうにしてあげたいのか。市民の払拭をどうしてカバーするのか、私今のこのメッセージのここでね、メッセージにいっぱい書いていますよ。そういう中でみんな困ってますよ。通勤、通学、買物等の日常生活に密接に関わっていることからとか、いろんなこう出て

いますよ。ただね、家庭を守っている人たちというのは外に出ない、いわゆる勤め人でないということですよ。そういう人たちは買物もしなければならぬ、基礎疾患持っていれば病院にも行かなければならぬ、支払いがあれば役所にも来なければいけない、勘定関係の支払い、そっちのほうにも行かなければならぬ。そういったこと、不安がみんなあるから、どうして行政でやってくれるんですかと、その不信感なんですよ。その点についてはどうですか。市民の人たちは一生懸命我慢してるんですよ。出たくても出れない、我慢し切れないんですよ、今言ったみたいな状況で。出なければ生活を守る、自分の体を守る、それで支払いのほう、少なくとも3つは必要だと、市民はやらなきゃならない最低限の仕事なんですよ。そういうようなことも、不安で出れないから、そこでまとめてどうなんですか。ただこのメッセージ、型紙ただ書いてるだけで、お願い、お願い、それこそ不要不急ってうたってるだけで、もっと書くのであれば、ただ文書でなくて、何とか市民の方頼むよと、意地でも早くコロナ解決するためには何とかこうしてほしいとか大きい文字で、文章並べたって本当にみんな読んでいるのかってば、私不思議でならないので、みんな読んでるんですかと尋ねているんですよ。うちにいる人は読んでると思うよ。勤めから帰ってきて、家族みんなが理解してるかってば、私はそうでないと思うんだけど、その点も含めて市長の見解をお願いします。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** この新型コロナウイルスに関しましては、当市のみならず世界的な流行でございます。この感染対策としてはやはり基本的に手洗い消毒とか、あるいは密を避けるとか、そういうことをしていただくしか対応の仕方がないというふうには現在では思っています。

また、感染の傾向としても当初は飲食から始まったところが多かったのですが、現在は学校あるいは福祉施設、保育園を含めたそちらのほうでの感染が出て、それから家族にうつっているというのが大方でございます。それらを防ぐためにもそれぞれの対策を取っているわけではありますが、私としては市民の安全安心を守っていただくためにも、まずはそれらの施設に抗原検査のキットを配付させていただきました。その後、民間の協力を得ながら市にPCR検査所を設置させていただきました。県の力添えを頂きまして今月いっぱい無料で検査できますので、それぞれ不安に感じておられる方は、ぜひPCR検査をしていただいて安心感を持っていただければと思います。

市で取り得る数々の施策というのはなかなか限られておりますので、そういうことを組み合わせながら、市民の安全安心を守っていききたいということで実施させていただいております。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** まあそれで納得するかどうかは分かりません。私どもの情報というのは非常に少ないです。今の感染状況1か月に1回ですか、最近、報道をされております。そういう中で例えば8月のときの市町村別の感染者数の発表ありますけれども、8月は当市の状況でいけば11人から50人。1月が101人から200人、2月が51人から100人とそういうふうになっております。つい最近では1週間あります、2月24日から3月2日までの1週間、これも発表されておりますけれども、これも非常に多いですよ、1週間だけでも。それで、今年の8月の公表でも少なかったんだけど、年明けた1



**○15番（工藤竹雄議員）** 県知事もいろんなふうにしてお願いしてるわけだよね、県内で多いから。弘前市の蔓延防止の関係ありました。その発表後にはいろんな、青森市でもお願いされてあちこちでもお願いされているんだけど、その後逆に青森市も増えて八戸市も増えていると、弘前市よりも感染者数が超えた日もありますよ。ですから、知事のメッセージって言えばいいのかな、お願いって言えばいいのかな、テレビでも訴えているけれども、私ああいった発信が多いということは効き目がないのじゃないのかと思うですよ、効き目が。うちでもさっき言いましたけれども、いろんなメッセージ出しても見てる人の少ない、マンネリ化してしまっていると言えばいいのか、どうも効き目がない。逆に今の答弁でもこの病気は効き目がない、効き目がないので皆さんそれぞれに出ないなり、感染対策をしてください、それでお願いしているだけで、本当の市の考えというのはどうなんですか。こんなことばかりやっていたら市の信頼がなくなってしまいますよ、市民から。その点はどういうふうに考えていますか。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 今、市で行っている対策は基本的な感染予防対策、また、学校や保育施設で発症者が出た場合は休園や休校、そういうふうな措置を取って拡大防止に努めております。それが市としてのできる限りの対応ではないかなというふうに思っています。それが感染防止につながらないというのであれば、対応の仕方がなくなってくるのかなというふうには思いますけれど、議員が私のほうに市の信頼性がないというふうなお話もございましたが、市としては市民の皆さんに、いわゆる安全安心のための対応というのを、ぜひ取っていただくための対応をお願いするというようなことだけでございます。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** 時間なくなるからちょっと2番に行きます。今現在の現況をちょっとお尋ねいたします。いわゆる3回目接種の予約数と率、パーセントをお願いいたします。そしてもう1点は12歳以上から18歳未満、先ほどの18歳以上の2回目接種者数とも絡んできますけれども、そこよろしくお願ひします。それから2つ目には12歳以上18歳未満の1回目、2回目接種者数とパーセント。それで3つ目は5歳から11歳の予約数とパーセント。それから4番目は接種終了の、最終の、この接種ですよ、予定日はいつ頃なのか、4点だけ。

**○議長（桑田公憲議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（工藤伸吾）** まず1点目の3回目接種の予約数と率ですが、3月2日時点でいきますと接種と予約済み者含めてですね、9,255名になります。率にして38.5%になります。それから2つ目、12歳以上17歳以下の1回目、2回目の接種者数とその率です。1回目が1,276名、83.7%の方が終えております。2回目が1,261名、82.7%になります。それから3つ目、5歳から11歳の現時点での予約数とその割合についてですが、これも3月2日付で21名、これは11歳の方全てです、21名で1.3%の予約率となります。

それから接種の終了の最終予定日ということですが、国で示しております今年9月30日末までと理解しております。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** ③のみなし陽性についてちょっとお伺いをいたしますけれど

も、今現に、職員でこのみなし陽性と判断された感染者があったのかどうか、まず先に尋ねます。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（對馬謙二） みなし陽性者の職員は現在おりません。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 現在はいないけれども、みなし陽性のこれができるからあったのかどうか、じゃあ。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（對馬謙二） ありません。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 本当に間違いないですよ。本当に間違いない。ただこれ心配してるのが、その家族に関係するから、いろんな人とまた接触する可能性があるんですよ。それがまた大きい問題にもなってくる可能性もないわけではないんです。ですから私、本当になのか、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

それでね、特にこの感染された人たちに対しては、これ健康管理ですけれども、体温、呼吸の乱れ、血中酸素飽和度などこうしたものは調べる。ただ基礎疾患のある、いわゆるみなし陽性とされた人、これたちのそれこそ医師の診断というのがないんですよ。実際基礎疾患持ってる人は、かかりつけの医師に診てもらったほうが一番いいんじゃないのかなと私はそう思うんですけれども。さっきの答弁では医師の判断だ。この医師の判断というのは陽性者に対する医師の判断だと思うんだ。みなし陽性の家族の方、じゃあその医師というのは、保健所の医師なのか、かかりつけの医師なのか。そこが私1つ重要なことだと思うんですよ。最近の新聞見ても高齢者のこの基礎疾患持ってる人たちの死亡がどんどん増えてきているんだと。じゃあこの健康管理というのは、うちでは関係ありませんって市長答弁するかどうか分かりませんが、健康管理については市長どう思います。市からもっともっと強気に求めていくとか、そういう基礎疾患持って陽性者でない、疑い持たれる人の健康管理についてどう思っているのか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） これは市の判断というよりは、医師や保健所の判断でみなし陽性というのは判定されていくと思います。市でみなし陽性とか、そうでないかを判断することはできません。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） その判断できないのは分かるんだけど、ただ保健所のほうの判断、意思というのはほとんど感染された人、恐らく対象にしてると思うんです。さっき言ったみたいに体温がどうですか、呼吸の乱れとかそういったいろんな感じで尋ねてると思うんで、そういう意味からでは高齢者の方々、基礎疾患持っている人たちの健康管理というの、市ではどうにもならないというのは分かるんだけど、それらのことについても、やっぱり市として、保健所なり県なりにでも強い意思を持って交渉、交渉といえおかしけれども、それらの健康管理を求めていただいたほうがいいのかなと私はそういうふうに思っていました。切りがないので次に行きますけれども。

④についてちょっと行きますけれども、今の診療所、検査キットのこれ内容が全然違

うんだけど、市長、この答弁書見てこの抗原検査キットとただの検査キットの違いが答弁ではありました。時間のかかるそれもあるし、ただ、答弁聞き間違いかも分からないんですけども、検査キットは診断目的ではないというようなことも言われたんですけども、これの関係についてはどうですか。抗原検査は10分で分かるけども、ただの検査キットは15分ぐらいかかると、その誤差って、これ実際名称が検査キットってあるけど、これ実際抗原検査キットでもないのかどっちなの、市で配付してるものは、よく分からないのでこういう質問しているんですけども、その点併せて。

**○議長（桑田公憲議員）** 平川診療所事務長。

**○平川診療所事務長（宮川 厚）** それでは市のほうで診療に使っている抗原検査と、市のほうで保育園等に配付した抗原検査キットについて、いま一度御説明したいと思います。両方とも名称としては抗原検査キットというものになります。診療所のほうで使っているものは、国のほうで認めている体外診断用医薬品ということで、国のほうが承認した抗原検査キットになりまして、これで陽性が出た場合は、いわゆる医師の診断の下に、診断で陽性を確定することができるということになります。市のほうが保育園等に配付した抗原検査キットにつきましては、研究目的の検査試薬ということになっておりますので、御本人が自分で抗原検査キットを使って陽性が出たとしても、これ医師の診断というのは入っておりませんので、いわゆる陽性の確定には使えないというものになります。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** 私、何でこの名称使ったかって、我々に資料渡されたのが単なる検査キットなんですよね。例えば保育園等介護施設、さっき言いました障がい者施設、小・中学校というような、何で違うのかなって質問したら、相当かなりの差があるんだと。診療所はやっぱり診療所だなど、国の検査所にいた立派なものだな。じゃあ各施設、学校等にやってるのは何なんだろうという感じするんですけども、そういう区別あるみたいですよ、市長。それでこういう施設で、はい満足で云々というふうな考え取るのかなと思うんですけども、どうでしょう。

**○議長（桑田公憲議員）** 健康福祉部理事。

**○健康福祉部理事（對馬謙二）** 今、工藤竹雄議員の御質問ですけれども、まず、キットを配付した時期については令和4年の2月時点で、医療用検査キットについては医療機関等の需要の増大により品薄となっていることから、医療機関以外の購入を控えるよう国から通知があったところでございます。当市においても教育現場や福祉現場、感染の疑われている事例が多く発生して、施設の不安解消が必要と判断したため、医療機関への影響のない研究用のキットを購入し配付したものであります。なお、市で購入したものは自分で唾液を検査するもので、15分で結果が判明するものです。あくまでも市民の不安を軽くするために配付したものでありますので、そこら辺についてはなぜというよりも不安解消のためということで配付したものでありますので、研究用ではありますが、それを使ってどうしても不安を覚えた方については、さらに受診してもらうということになりますので、そこら辺御理解をお願いします。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** 市民の払拭に関係ない、何の効き目のないのを市民に与えて



も、かえって疑問を抱くような状況になっています。それでもう1つ、診療所で抗原検査キットが十分確保されているのか、ちょっとそれ教えてください。数が出るのであれば、何人分までは確保できるんだというそれでもいいです。

○議長（桑田公憲議員） 平川診療所事務長。

○平川診療所事務長（宮川 厚） それでは抗原検査キットの今の在庫状況ということでお答えいたします。当診療所の抗原検査キットは、2月17日現在で33個の在庫がございます。これらの使用期限が2022年の10月となっておりますので、使用頻度を考慮してこまめに注文しているという状況になります。納入業者のほうからは品薄状態であることには変わりはありませんが、10本、20本単位であれば1週間から2週間で納品できるというふうに伝えられております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） ⑤に行きますけれども、これなかなか県からも情報が入ってこない、止められてると、そういうようなことであります。私の尋ねているのは報道されている各市町村、例えば県でも病院でもあるんだけれども、要するに県内の新型コロナ感染というのは新聞に載ってますよね。うちでも2回ほど載せたでしょう。うちで載せているのは、いわゆる性別年代は非公表、発表してません、2回とも。例えば県であっても、青森市であっても、県民局であっても、警察であってもこういったのいっぱい出ていますよ、そのぐらいは。何でこれ出さないんですか。出してもいいと思うんですけれどもね。ほとんど職員の方でしょう。一般の市民には関わっていないはずですよ。何で他の市町村、県も入れてですよ、自治体、そういうのは入っていないながら、何で市は出さないんですか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（對馬謙二） 職員の誹謗中傷というところにつながるというのがまず一番ですけれども、やはり職員の年代、性別について先ほど市長も申しましたけれども、感染予防対策にはつながらない、情報とは言えないということであくまでも公表は控えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 感染につながるって、つながるという保証もあるともないとも保証もないわな。この人だって分からねけれども、逆に分からなくてその人に接してかかる可能性もないわけではないと思うんだけれども。で、よその自治体で出してるのになして出さないんだ。昨日の一般質問でも誹謗中傷の問題、今まで一切ありませんでしたと。当初コロナウイルス出てきたときは、2018年ですか、あの頃は報道にも出ていました、いっぱい。最近報道では聞きませんけれども、出しても何も問題ないと思うんだけれども。かえって注意して、かえって市のためにもなると思うんだけれども、他の自治体と違ってうちは断固としてやらないっていうのは、何が問題あるのか。ただ誹謗中傷だけですか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（對馬謙二） 我々が一番先に考えているのは、やはりその感染者が出た時点で、いかに市民、窓口に来たお客様に感染が広がるかどうかということを第一に考えておまして、さらには先ほどから申しておりますけれども、職員の誹謗中傷につ



いるだろうし、換気もしてるだろうし、本当に最高の場所というふうに見てるんだけど、今こうしたクラスターが発生してしまってる。何でなのかなと疑問に思っているところなんです。それで、そのほかの①から⑤については幾ら質問しても解決策がないと、困ったなという考えです。もっともっと行政が市民が求めていることに対して、発言ってせばいいのか、力を発揮してほしいと、これはやっぱりリーダーシップを発揮することが一番だと私はそう思ってます。以上で終わります。

**○議長（桑田公憲議員）** 15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後1時20分 再開

**○議長（桑田公憲議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

**○16番（齋藤律子議員）** 議長より一般質問の許可がありました、日本共産党、齋藤律子です。今回は4項目にわたっての質問になります。4項目全部の終了を目指していますので、できるだけ簡潔に質問を心がけます。答弁のほうも、そのようによろしくお願いをいたします。それでは通告に沿って一般質問を始めます。

まず、最初の質問は新型コロナ・オミクロン株急拡大について。仕事に行けない、出勤を止められた場合の支援制度についてお尋ねします。猛威を振るう新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株はあっという間に全国に広がり、2月3日国内で感染者が初めて10万人を超え、過去最多を記録しました。弘前保健所管内も例に漏れず、平川市でも学校や保育施設などの学級、学年閉鎖や休園が相次ぎ、仕事を休まざるを得ない保護者がたくさん出て混乱しています。また、自ら濃厚接触者や陽性者になったり、蔓延防止の措置の影響により、休業させられた中小の労働者のうち、休業中に賃金を受け取ることができなかった方など、収入が減り暮らしに対する不安が増えています。

新型コロナウイルス感染症に関する休業に際しては、小学校休業等対応助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金などがあります。しかし、広く一般に伝わっていないのが現状です。また、これらの助成金等に対しては、自分が対象者なのかどうか分からない、どこへアクセスすればいいのか分からないなど、申請のハードルは高くなっています。対象となる全員が制度を活用できるように、新型コロナウイルス感染症に関する平川市からのお知らせや、広報ひらかわへの掲載、学校、こども園などを通じ、市は制度についての周知と利用へ向けての呼びかけを行ってほしいと思っています。制度についての周知と制度利用へ向けての呼びかけについて、市長、答弁をお願いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 齋藤律子議員の制度利用についての御質問にお答えいたします。御自身もしくは御家族が新型コロナウイルス感染症の陽性や濃厚接触者となったり、あるいは子供が通う学校が休業となった場合などには、日常生活や仕事に大きく影響が出るものと考えております。議員御指摘のとおり、国や県において事業者や雇用者等に対する各種支援を行っております。市の対応については、健康福祉部理事より答弁させます。

**○議長（桑田公憲議員）** 健康福祉部理事。

**○健康福祉部理事（對馬謙二）** 私のほうからは、新型コロナウイルス感染症を原因とした休業等に関わる給付金についての部分にお答えします。まずこの休業等に関わる給付金としては、会社都合により休業となった際の収入の減少を補助する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金や、小学校等の臨時休業により仕事を休まなければならなくなった保護者に対し支給される小学校休業等対応助成金などがあります。対象者や対象範囲の設定が複雑であり、自身が対象かどうか分かりづらいものも多いと思われるので、市や各種支援窓口のコールセンターへ御相談いただきたいと考えております。

周知については、国・県においても実施しておりますが、市においても市ホームページや毎戸配布のチラシ等で、制度利用の呼びかけを行ってまいりたいと思っております。

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** これにも期限があるようです。対象とか条件、助成内容、期限が令和4年6月30日まで伸びたものもあります。つい最近のニュースでも流れておりましたが、やはり、対象になるかどうかわからない人がいるので、広報とか感染症対応のチラシなんかに積極的に載せていただきたいと思います。そして、分からないことがあれば、窓口やコールセンター、コールセンターと言いましても市の制度でないのかもしれませんが、やっぱり市の職員が、全国の状況ではわからない方もたくさんいるんだそうです。それでやっぱり市の職員も、そういう相談が来たら、相談に乗れるように、ぜひ対応をよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の質問に移ります。2. ジェンダー平等社会を目指す取組について、①第4次平川市男女共同参画推進プラン（案）について、互いに認め、支えあう、だれもがきらめく平川市についてお尋ねをします。「互いに認め、支えあう、だれもがきらめく平川市」というこの文章は、第4次平川市男女共同参画推進プラン（案）の表紙に書かれている基本理念です。第3次プランの基本理念は「互いに認め、支えあう、男女（ひと）がきらめく平川市」、ひととは「男女（ひと）」と読ませています。これが第3次の基本理念となっています。第3次プランのひとが第4次プランでは「だれもが」に変わった理由をお聞かせください。教育長、答弁をお願いいたします。

②重点項目の施策の方向や成果目標について、お尋ねをいたします。重点項目1「政策・方針決定の場への女性の参画拡大」の成果目標です。「市審議会等委員に占める女性の割合」、5年後、令和8年の目標値は30%に設定されています。第3次プランでも30%に設定をされていましたが、現状値が3次プランでは26.5%、そして4次プランの現状値が26.7%、数字があまり動いていません。また、重点項目3「働く場における男女共同参画の推進」の成果目標、これは「市内主要事業所における管理職に占める女性の割

合)、これも目標値が30%に設定されています。3次プランの現状値は15.2%、4次プランの現状値は、逆に後退をされていて11.2%となっています。また、重点項目5「地域における男女共同参画の推進」の成果目標、「町会役員に占める女性の割合」、これも目標が30%と設定されています。重点項目3の目標値も30%です。3次プランでは現状値が9.9%、4次プランでの現状値は12.1%、目標値30%には程遠いものとなっています。以上述べました第3次プランでの取組の成果が出ていないと見受けられます。その理由と、第4次プランでは目標の達成に向けて、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。市長、答弁をお願いいたします。

また、重点項目10の施策の方向に、4次プランでは「性教育の充実」とありますが、第3次プランでは「性指導の充実」という表現が使われていました。性指導から性教育へ、この違いはどのようなことなのかお聞かせください。さらに、第4次プランでは市内小・中学校に対しどのような取組を進めていくのかも併せてお尋ねします。教育長、答弁をお願いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 私からは、第4次平川市男女共同参画推進プラン（案）の基本理念についてお答えします。令和2年12月に策定された国の第5次男女共同参画基本計画においては、男女にとどまらず、性的マイノリティーや多様性に関することにも言及されており、多様性を尊重することが重要とされております。また、国際目標であるSDGsでは地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すとされています。こうした社会情勢を踏まえ、現在策定作業中の第4次平川市男女共同参画推進プラン（案）では、男女の違いに加え、年齢、性的指向や性自認、障がいの有無や文化の違いなどにかかわらず、全ての人が自分らしく生き、活躍できる社会を目指す計画としたことから、男女だけではなく多様な人を含む「だれもが」という表現としたものであります。重点項目における施策の方向や成果目標については、教育委員会事務局長に答弁させます。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（三上裕樹）** 私から重点項目1、3、5、10における施策の方向や成果目標、今後の取組についてお答えいたします。まず、重点項目1「政策・方針決定の場への女性の参画拡大」の成果目標である「市審議会等委員に占める女性の割合」についてであります。実績は、第3次プラン策定時では26.5%であったのに対し、令和3年度は26.7%と横ばいでありました。審議会等を所管する各課において、女性の割合を意識して取り組んでいるものの、各種委員については、様々な団体からの推薦により候補者を決定しているものもあり、思うように女性の割合を伸ばせていない状況です。今後は、団体へ推薦依頼をする際に女性の登用について説明することにより、女性委員を増やしていきたいと考えております。

次に、重点項目3「働く場における男女共同参画の推進」の成果目標である「市内主要事業所における管理職に占める女性の割合」についてであります。実績は、市内約40企業の調査結果によるものですが、第3次プラン策定時では15.2%であったのに対し、令和3年度では11.2%と下がっている状況であり、目標値の30%には程遠い結果となりました。今後は目標達成に向け、市内立地企業に対し機会を捉えてチラシの配布など、啓発を行ってまいります。また、年に1回、市長と企業連絡協議会との語る会があり、

二十数社の社長や役員の皆様と顔を合わせる機会がありますので、その場を利用した啓発を考えております。

次に、重点項目5「地域における男女共同参画の推進」の成果目標である「町会役員に占める女性の割合」についてであります。実績は、第3次プラン策定時では9.9%であったのに対し、令和3年度では12.1%であり、僅かに上昇いたしました。目標値の30%には程遠い結果となりました。要因として、女性は家事や育児等の負担を多く担っており、家族の協力なしでは夜間や休日に行われる会議や行事への参加が難しいこと、町会の運営は男性が行うものというような性別役割分担意識が根強いことが考えられます。今後は目標達成に向け、毎年度町会役員に占める女性の割合を調査するほか、町会長を対象とした市政運営に関する懇談の場である行政委員連絡会議において、町会役員への女性の参画を促していきたいと考えております。

最後に、重点項目10「教育等を通じた理解の促進」の施策の方向「性教育の充実」についてであります。これまで第3次プランでは、年齢に伴う体の変化と個人差や体をよりよく発育・発達させるための生活についての指導、心身の機能の発達と心の健康についての理解など、小・中学校の保健体育科的な内容の指導が確実に進められるよう目標を掲げて取り組んでまいりました。一方、第4次プランでは、教育現場で広く周知されている性教育という言葉に変え取り組むことといたしました。平成29年に告示された学習指導要領を受けて従前のプランで進めてきたことに加え、新たに男女共同参画に関する指導も行うことにしています。具体的には、小・中学校の家庭科において「互いに協力し分担する必要があること」、「協力することによって家族関係をよりよくできること」を理解させること、特別の教科、道徳において「異性についての理解」を深めることなどが挙げられます。このように、保健体育科以外の教科等にわたって、ジェンダー平等など社会的関係性における平等などについても、性教育の学習として取り組み、心や体に関する正しい理解と男女相互に協力し合い、尊重し合う態度の育成が学校で確実に進められるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 多岐にわたって御答弁していただきました。大変難しいものがありますが、この重点項目の中でピックアップして取り上げたわけですが、一応、これは「女性の登用をお願いします。」と言えれば割合と数値が上がる、実現できる問題もありますが、そういうふうにしてやっていくということですが、この働く場における男女共同参画の推進、市内主要事業所における管理職に占める女性の割合です。これはやはり民間も含まれていると思うのでかなりあれですが、この中には市役所の管理職に対する女性の登用もありますか、お尋ねします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 市役所の管理職の占める割合ということですので、27人中の2人でございます。管理職の占める割合はそうになっております。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 市役所の女性の管理職の登用は27人中2人ですが、この市内主要事務所、さっき40つて言いましたね、40の企業、その中にはこの市役所も入っているんですかということでお尋ねしたわけですが、市役所は別なわけですか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 大変失礼しました。市役所の管理職については、この中に入っていないということであります。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） これは民間ということですね、市役所を除いた。そうするとかなり厳しいものがあると思います。これは事業所の都合もあるでしょう、いろんな事情もあるかと思しますので、ここを30%に高めるってことはすごく至難の業ということが考えられます。それよりも、やはり市役所のその女性の管理職、ここを上げて、まずはやっぱりお手本というか、見本というか、自らがその女性も高めて、こういう政策のいろいろな起案する場合とかにどんどん登用していく、これが必要ではないかと思っています。まずは市役所がこういう27人中2人ということは、民間もそれを見てると思いますが、そこはどうか考えてみますか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員御指摘のとおり、女性の幹部職員といえますか、登用というのは非常に大事というふうに考えております。私は市長就任以来、3割ぐらいというのを目途にしながら管理職の登用を考えてまいりました。ただどうしても年次ごとによって、かつては2人の女性部長も誕生させましたけれど、年次ごとによって女性のバランスというのもございますので、すぐ係長から課長に上げるとかそういうことはなかなか難しいところがあります。ですから、今後も心がけることとしては、女性の管理職登用を考えながら適材適所といえますか、それを考慮して配置してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まだプランの段階です。1月28日締切りのパブリックコメント、広報にも載っておりました。それが全くパブリックコメントは1件も寄せられていないということであります。そこが大変残念なことではあります、やっぱり数字とか計画を掲げても、それが実行に移されていかないともう絵に描いた餅のようになってしまいます。ですから、女性の地位向上とかそれは男性ももちろんそうです。変わらなきゃいけない、女性も変わらなきゃいけない。女性はやっぱりそういう管理職に、何かこう物を言う立場とか、そういうのには育てられてこなかったんですね、職場でも。学校が唯一私は非常に男女平等だと思っています。そういうことで幾ら優秀な女性であっても、社会に出ればお茶くみしかさせられてこなかった、そういうような実態がやっぱりまだまだ残っているかと思しますので、ぜひそこは市役所が先頭になって、この問題に対してやっぱり取り組んでいきたい。まだプランの段階ですので、ここはなかなかいろいろ論じてみてもまず答えが出てこないですが、最後にこの現状値が低い、この5年間ですね、第3次プランの。一向に上がってこない、ここはどういうふうに、取組が弱かったのか、なかなかその平川市の実態がついていけないのか、いろいろあると思いますので、ここに対して1つ意見をお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 現状値が3次のときから目標値を達成できていないというふうなことではありますけれども、やはりそこには男女の役割の分担について、

社会通念であるとかその慣習などによって固定的性別役割分担意識、これがやっぱり根強く残っているものだというふうに捉えています。女性はこうあるべきだ、男性はこうあるべきだというふうな女性像、男性像がですね、そういうイメージで当てはめてしまっているという、そういうことがありますので、今後はそういうものを払拭するような形で意識改革、今、議員もおっしゃったとおりですね、意識改革を進めていくということで、例えば男性が家庭生活に参画して家庭内の家事を分担すること、あるいはその女性が仕事と家庭を両立できるような形にすること、そういうことを進めていかなければならないというふうに感じております。

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** かなり難しいですね、いろんなことでこのイクボス宣言をしたりやっていますが、形だけ整えてもその実際が伴わないと全然進歩しない。そういうことでは中身がとても大切になる、これからのこと長い時間かけてやっていくと思います。ぜひ実りあるプランにまた今後検討してですね、市民向けに発信していただきたいと思います。

それでは3番目の質問に移ります。3番目の質問は、平川市ごみ減量化大作戦について。①は減量化に向けた取り組みについて、お尋ねをいたします。平川市ごみ減量化大作戦が広報ひらかわ令和3年10月号から12月号まで連載されました。平川市の現状まだまだですと書かれ、大変厳しい状況にあると察しました。1人1日当たり54グラムのごみを削減することを目標として、生ごみの水切りや紙類の分別の重要性が説明されています。ごみの排出量は増加傾向にあり、リサイクル率は全国平均19.6%と比較し、12.4%と平川市は低い水準です。ごみ処理にかかる費用を考えると、市の財政にとっても減量化は大きな課題です。なぜ減量化が進まないのか、その原因は、どこにあるのか、考える必要があると思っています。市民の人口構成も絶えず変わっています。転入者も増えています。市民の減量化に対する意識を高めるため、新たな取組が必要であると考えますが、減量化が進まない原因と対策について、市の見解をお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

②は資源物回収ステーションについて、お尋ねをいたします。今回の質問は、健康センターに設置のステーションを例にとり質問をします。健康センターに設置されている資源物回収ステーションは現在、多くの市民に利用されていますが、ラベルやキャップがついたままのペットボトルや、洗われていない缶や瓶が散見され、ステーションの中に立ち入ると酒の匂いに似た異臭がします。先日、ごみをそのまま置こうとしていた人を見かけ、声掛けをしたところ、分別のルールがわからないとのことで、そのごみは、車に積んだまま持ち帰りました。町会の収集所では分別指導員がいることで、比較的ルールが守られています。ごみと資源物の違いや分別のルールはまだまだ浸透していないと思われます。資源物回収ステーションの清掃や整理は、職員が1日4回実施していると伺いました。これは大変なことです。回収ステーションを利用している多くの市民に分別のルールやマナーを守ってもらうことが、まずは必要です。抜本的な対策が必要であると考え、今後の資源物回収ステーション運営について、市はどのような対策を考えているのか、見解をお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。



**○市長(長尾忠行)** 当市のごみ減量化大作戦についての御質問にお答えをいたします。市では、令和3年3月に第2次平川市ごみ処理基本計画を策定し、ごみの減量と再資源化を進めておりますが、現状ではごみの排出量は増加傾向、リサイクル率も全国平均と比較して低い水準となっております。このことから、広報ひらかわ令和3年10月から12月までの3か月にわたり、意識啓発の新たな取組として、市の収集状況や分別方法の効果を数値化して紹介することで市民の意識が高まり、今後のごみの減量・再資源化につながることを期待して、平川市ごみ減量化大作戦を連載いたしました。ごみの減量・再資源化を進めるためには、市民の皆様からの御協力が必要不可欠であることから、市民に対する丁寧な説明を継続することで、分別に対する意識の向上を図りたいと考えております。具体的な取組の内容については、市民生活部長から説明させます。

**○議長(桑田公憲議員)** 市民生活部長。

**○市民生活部長(一戸昭彦)** 私からは取組内容についてお答えいたします。齋藤律子議員御指摘のとおり、ごみの減量が進まず排出量が増加していることにつきましては、コロナ禍における在宅時間の増加の影響も考えられますが、まだまだ分別ルールの周知が不十分であると認識しております。当市は、平賀地域と碓ヶ関地域が弘前地区環境整備事務組合、尾上地域が黒石地区清掃施設組合でごみ処理を行っており、地域によって分別ルールが異なることから、転居に伴い分別ルールが変わることは分別に対する意識の低下を招く一因になっていると考えられます。そこで具体的な取組といたしましては、今年度実施した広報誌での特集を継続し、市の現状を知っていただくことで意識啓発を図るとともに、スマートフォン用ごみ収集アプリの周知によりアプリの利用を促進します。また、転居に伴う対応につきましては、これまでは市民課や各総合支所の窓口に入居届が提出された際にごみ収集カレンダーを配布しておりましたが、今後は転入者への町会加入説明の際に、指定ごみ袋等の加入促進グッズと一緒に、資源とごみの出し方ガイドブックを配布し、町会からもごみの分別や集積所の利用、投法等について説明していただけるよう町会との連携を強化したいと考えております。さらには、令和8年度のごみ処理広域化に向けた協議が進められており、将来的には当市の分別ルールが統一されることから、この周知に向けて各町会に職員が出向いて説明会を開催し、町会との連携による集積所での指導を強化したいと考えております。

続きまして、資源物回収ステーションの抜本的な対策についてですが、資源物回収ステーションは健康センターのほか、尾上、碓ヶ関総合支所にも設置されており、いずれも多く市民に利用されております。齋藤律子議員御指摘のとおり、分別ルールが守られない悪質なケースが散見されており、日常的に、たばこの吸い殻が入った空き缶や燃やせるごみの投棄が頻発しております。このことから、監視カメラを設置し、映像確認や記録簿の整備等を行っておりますが、残念ながら排出者の特定には至らず、抜本的な対策を講じる必要性を感じております。市といたしましては、これまで以上にごみと資源物の違いを明確にすることで、資源物回収ステーションがごみ集積所ではないことを知っていただくため、回収ステーションへの掲示物による利用者への周知を強化したいと考えております。また、現状の職員による清掃や整理の実施に加え、令和4年度からは環境省が指定する環境月間や3R推進月間等を市の分別強化月間として、土曜日や日曜日の休日を中心に職員による分別の現地指導を実施します。その際には生ごみの水切

りグッズによる実演やグッズを配布することで、ごみの減量に関する意識啓発を行いたいと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** いろいろ今後の減量化に向けての対策も述べていただきました。ごみ袋が有料化になったときの理由に、有料化になると意識が高まって、ごみの減量化につながる。こういう説明を受けてきたことを思い出しています。やはり、いくら有料化にしても、イコールごみの減量化にはつながらないというのが今の実情ではないかと思えます。そういうことから、ごみを排出すると、市の財政もやっぱり大変になるわけですから、それから環境も汚染する。いろいろなことがありますから、きちんと市民の方には絶えず啓発、啓蒙していただいて協力してもらわなければならないと思っています。そしてまず、54グラムの1日のごみの削減、広報ひらかわにも書いておりましたが、ペットボトル2本あたりがそうなるということです。一人一人にできることあると思います。面倒くさくて私もよくペットボトル買ったりします。でも極力ペットボトルに頼らないで自分のマイボトルをですね、持って歩く、そういうふうにしたたり、一人一人が変わっていかなくちゃいけないんですけども、ここは本当に市民一人一人に啓蒙するっていうことは大変なことだと思いますが、ありとあらゆる機会を通じてですね、この間いろんなイベントなんかも中止になったと思いますが、ぜひ担当課では頑張ってもらいたいということです。

それともう1つは令和8年度のそのごみの施設が一本化しますから、そこに向けての大きな機会かと思えますので、それでもそれを待っているわけにはいきませんから、絶えず、それに向けて今からやってほしいと思っています。さっき、実演とかいろいろなことを言っていましたが、それとこの資源物ステーション、資源物ではなくごみのステーションに勘違いしている方もいるようで、これはかなりマナーとかルールがいろいろ問題になるんじゃないかと思えます。やはり、市民の実情に合わせて職員が1日4回も清掃しなくちゃいけない、これはちょっと異常です。そうじゃなく、市民のマナー違反やルール違反に付き合うんじゃないくて、徹底してそこを気がついてもらうようにするために、何か具体的な対策あったら、教えてください。考えていたら教えてください。

さっきいろいろ言いましたけれども、具体的にはやっぱり、あそこは無人化なんですよね。健康センターでいえば。車でみんな来ます。誰も手に持ってきません。大量に積んできます。大きなものも。私も10月からこの特集があって、1週間に1回はあそこでずっと見てきました。するとやっぱりルールわからなくて、なんか困っている、家庭のごみを車に積んで持ってくる。でも、そこに複数人がいるとですね、置いていけないんですよ、どうやって置いていったらいいのかもわからないし、そこにやっぱりちょっと指導員とか、そういう時間帯もあると思いますよ。3時でも2時でも、いつでも持ってきていますから、そういうところを見計らってですね、あそこで指導する方がいればいいかなと思うんですが、そういうことは考えているのでしょうか。あったら、お答えください。

**○議長（桑田公憲議員）** 市民生活部長。

**○市民生活部長（一戸昭彦）** 齋藤律子議員御指摘のとおり、この健康センターにあるステーションなんですけども、特に最近乱れてましてですね。例えば、記録簿とかつけ

たりもしてるんですけども、2月以降でも十数件の資源物でないごみの投棄とかが見られまして、例えば、おとといであれば腐ったミカンが入った段ボール箱2箱置いていった方とかですね、昨日であれば卵の殻、ネギのみそ漬けのような生ごみ、たばこの吸い殻とかですね。通常のごみの集積所のような生ごみでも普通に捨てていっているというような状況が、ここ最近、本当に頻繁見られてましてですね。今月の3月2日の方の、男性の方もいて、その時は職員もいたところでした。そういった持ってきてる方が、やっぱり別に悪意があるわけでもなく、分別の仕方とかステーションの資源物だということも勘違いとかそういったこともあってですね、やっぱりそういったことから周知不足ということがあるかと思しますので、実際、職員がいるときは、いろいろ分別なり指導なりしているんですけども、やはり抜本的な対策としましては、強化月間とかそういうので、実際職員もですね、現地指導でこういったのを仕分けをととか、いろいろ指導もするということは重要だと思います。実際に最近、頻繁に生ごみとか置かれてるのはですね、そのまま注意しても結構わからないので、写真とかやって大きく張り出して、こういったのもちょっと投げられてととか、そういった周知の仕方もですね、目に見えていい悪いとかそういったこの周知もですね、いろいろ取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** 一人一人が対象になりますから、とても様々市民の考えもあるし、市民の中にも様々おりますから大変だと思いますが、ぜひ減量化に向けて頑張っていたきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。最後の質問は4番目、令和3年11月15日発表の財政運営計画について、健全化判断比率に対する市の考え方についてお尋ねをいたします。令和3年11月15日に議員説明会で財政運営計画が示され、健全化判断比率についての説明がありました。これは令和4年の説明ですね、健全化判断比率には、4つの指標があります。1. 実質赤字比率、2. 連結実質赤字比率、3. 実質公債費比率、4. 将来負担比率となっています。4つの指標のうち、1つでも示された数値を超えれば、早期健全化団体となり、早期健全化団体となった地方公共団体は、財政健全化計画を作成し、外部監査が必要になるとのことです。4つの指標の中で平川市は、実質公債費比率が10%前後で推移しています。

実質公債費比率に対する市の考え方をまず、お伺いします。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は数値が出ないとのことではありますが、数値が出なければ財政は健全なのか、これらの3つの指標について市の考え方をお聞かせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 御質問の健全化判断比率に対する市の考え方について、お答えをいたします。まず、健全化判断比率の4つの指標であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づき、平成19年度決算からその内容について公表が義務化されたものであります。この法律の制定された背景には、一部自治体の財政破綻が契機とされておりまして、そのような事態を回避するため、各自治体の財政状況を画一的なルールによる指標で明らかにし、迅速に財政健全化の対応をとることを目的とされたものであります。当市における健全化判断比率の状況について申し上げ

げますと、この財政健全化法が施行された当時の平成19年度決算によると、実質公債費比率は20.7%、将来負担費率は170.7%と、早期健全化基準には抵触しないものの、財政運営の悪化が懸念される状況であったことは齋藤律子議員の御承知のことと思います。

この状況を踏まえ、本市では建設事業費に対する新規発行債の抑制、さらには、民間資金の繰り上げ償還の実施など、公債費負担の適正化に取り組んできた結果、令和2年度決算では、実質公債費比率が8.9%、将来負担比率は、数値なしというところまで改善されてきたものであり、国の示す基準を大きく下回っていることから、本市の財政運営は健全であると考えております。昨年11月に策定しました、財政運営計画における健全化判断比率の考え方については、企画財政部長より答弁させます。

**○議長（桑田公憲議員）** 企画財政部長。

**○企画財政部長（西谷 司）** 私からは、令和3年度財政運営計画における健全化判断比率についてお答えいたします。

まず、実質公債費比率について、令和2年度計画よりも増加する見込みとなっておりますが、これは、計画策定の際に令和7年度時点での基金残高が、80億円以上確保できる見通しとなったことから、一部の事業について起債の償還期間の見直しを行ったことによるものであります。具体的には、普通交付税の振替財源であります、臨時財政対策債で令和3年度から令和4年度までの発行可能額合計約8億5,000万円について、償還期間を20年から5年へ短縮したことと、新本庁舎建設事業に係る償還期間を30年から25年へ短縮したことであります。そのほか、健康センターや尾上分庁舎の改修事業に係る新規発行債が約8億円増加したことなどの理由により、令和7年度には前年度計画に比べ、3.5%比率が増加したものであります。しかしながら、この比率がピーク見込みである、令和7年度を過ぎますと、実質公債費比率は改善する見通しとなっておりますので御理解いただきたいと思います。

次に、実質赤字比率であります。本市の普通会計において、赤字が生じる要素は皆無であるため、計画年度の令和7年度まで、数値なしの見通しとなっております。また、連結実質赤字比率であります。この比率は本市の特別会計や公営企業会計の財政状況を加味したものであります。それぞれ策定している経営計画や財政運営計画等を連結して試算しても、赤字が生じる要素はないため、この指標も令和7年度まで数値なしの見通しとなっております。

最後に、将来負担比率についてであります。これは、普通会計と公営企業会計そして一部事務組合等を連結して、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。本市の場合、負債額に対して基金残高総額が上回っていることから、平成25年度から数値なしの状況となっております。また、令和7年度までは、基金残高総額は負債額以上に確保される見通しとなっておりますので、数値なしは継続される見込みとなっております。

以上のように、財政運営計画での計画年度である令和7年度までは、本市の財政運営は健全であることに変わりはないと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** 令和7年度までは財政は健全だということであります。じゃあ、そのあとのはまだ立てられないという説明でしたね。議員に対しての説明では、令

和7年度までは健全だということですね。1つお尋ねいたしますけれども、健全化判断比率とその概要、今聞きました、その健全化判断比率がクリアされていたら、財政は問題でないと、こう捉えていいということですね、今の答弁は。そこを1つもう一回確認します。それと時間があまりないですけども、その点確認します。お答えください。

○議長（桑田公憲議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） おっしゃるとおり、今の健全化判断比率をクリアしていることが、まずは健全化の1つの目安でございます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 例えばですね、財政を理解するためには、家庭の収支に例えて考えればわかりやすいということで、市役所でもいろいろ広報に載せたりしているわけなんです、それではお尋ねしたいと思います。

令和4年度のこれからいろいろ審議する当初予算、市債、33億9,020万円これ借りるわけです。公債費、19億7,872万4,000円これを返すわけですね。こういう予算が今回組まれています。家計を預かる主婦として考えた場合に、借入がこんなに多くて、本当に大丈夫なのか、単純に思ってしまうわけです。家計の収支に例えるとですね、指標は出てきてないから健全だと言いますが、例えば、市のほうでもいろいろな、ちゃんととるべき予算をきちんと確保してると思いますね。そうすると、子供が3人いて大学までの教育費、学費はちゃんととってあると、だけれども、その中で自分は大学院に進学したいんだ。それから、外国に行ってさらに留学して研究をしたい。こうしたことに私は近頃のこの議論、議場で昨日までの一般質問の議論を聞いてですね、こういうことに対してなかなか厳しい、市民にとっても安全とか、そういうの守るためにこうしてほしいとかいう、そういうところに対して、33億円から考えれば1億円は本当に容易な数字ではないかなと思うんだけど、そういう要求がなかなか通りにくくなってきていると感じています。

そういうことで、一家庭の主婦の悩みですね、悩みってというか疑問、それには今の例をとって、どのように説明しますか。経常収支比率、簡単にこう、今それは聞きません。経常収支比率のことは聞きませんが、基本的な指標ですね。でも、こういう財政の中で、ものすごく圧迫してると思うんですよ。指標が出ていなければ健全だと言っていいのか、これからの未来に対する投資、そういうことも一切できなくなってるんじゃないかなと主婦としては思います。それに対するお答え、3分あります。使わなくても短くても結構です。

○議長（桑田公憲議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 3点の御質問でございますけれども、まず1つ目の市債33億円、それと公債費19億円の関係性でございますけれども、御承知のとおり、当市においては令和7年度まで、どうしても合併特例債や緊急防災・減災事業債等の事業による大型事業が続いていくことは御承知のことかと思っております。令和4年度におきましても、結局は市債33億円のうち庁舎建設に係る事業費等の起債が一番大きいわけでございますが、この借金の33億円と返済の19億円の関係性だけみると、大変なように思われますけれども、我々常日頃から説明しているとおおり、この借金には普通交付税の参入というような有利な起債を活用していることで、この辺の収支については均衡を保っているという

ふうに感じております。

それから、2つ目は飛ぶかもしれませんが、将来に対しての、特に子供たちに対しての投資になかなかお金が回せてないですよというような御意見かと思えますけども、こちらにつきましては常日頃から市長の政治姿勢でもございます子育て支援等については、その辺のところは確実にまちづくりの重要性ということでそちらのほうには取り組んでいると思っております。

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤律子議員。

**○16番（齋藤律子議員）** いろいろなことでありましたけれども、一番心配はロシア・ウクライナ問題、これが世界経済に与える影響がどうなるのか。もう既に悪い円安、物価高ですね、続いています。そういうことで、この物価が上がって市民の暮らしが逼迫するとも思っておりますし、なかなか計算どおりにはいかないのが、この財政ではないかと思えます。とにかく、私たちの親は特異な親で、印刷機を持って印刷をしていて、大変な時でもお金回してくれる親を持っているわけです、国ですね。だけども、またそういかなくなる場合もあると思えます。ぜひ目を光らせて市の財政が傾かないように、私としても頑張っていきたいと思っております。以上、質問を終わります。

**○議長（桑田公憲議員）** 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りします。会期日程表のとおり、明日、10日は常任委員会開催のため、14日、16日及び17日は予算特別委員会開催のため、11日、15日、18日は議事整理のため本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（桑田公憲議員）** 異議なしと認めます。

よって、本会議は22日午前10時開議とします。

本日はこれをもって散会します。

午後2時23分 散会

